

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年四月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年三月二日奈良県指令建第一〇六一二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年四月十五日建第九七八三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方五五七番一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市忍海一六五 エグゼクスⅡ一〇三

塚村健太

一 許可番号

令和二年一月十四日奈良県指令建第一〇四一七四号

令和三年一月十八日奈良県指令建第一〇四一七四一一号

令和三年四月八日奈良県指令建第一〇四一七四一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年四月十六日建第九七八四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年四月十六日建第五六六九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市小槻町二五二番三、二五四番一の一部、二五五番三の一部、二九七番三、二九七番五、二九七番六、三〇二番一、三〇二番二、三〇二番六、三〇二番七、三〇二番八、三〇二番九、三〇二番一〇、三〇二番一一、三〇二番一二、三〇二番一三、三〇二番一四、三〇二番一五、三〇二番一六、三〇二番一七、三〇二番一八、三〇二番一九、三〇二番二〇、三〇二番二一、三〇二番二二、三〇二番二三、三〇二番二四、三〇二番二五、三〇二番二六、三〇二番二七、三〇二番二八、三〇二番二九、三〇二

番三〇、三〇二番三一、三〇二番三二、三〇二番三三、三〇二番三四、三〇二番三五、  
三〇二番三六、三〇二番三七、三〇二番三八、三〇二番三九、三〇二番四〇、三〇二  
番四一、三〇二番四二、三〇二番四三、三〇二番四四、三〇二番四五、三〇二番四六、  
三〇二番四七、三〇二番四八、三〇二番四九、三〇二番五二、三〇二番五三、三〇三  
番二、三〇三番八、三〇四番二、三〇五番二、三〇六番二、三〇七番二、三〇八番二、  
三〇九番二、三一〇番二の一部、三一七番三、三一七番四、三一七番五、三一七番六、  
三一七番七、三一七番八、三一七番九、三一七番一〇、三一七番一一、三一七番一二、  
三一七番一三、三一七番一四、三一七番一五、三一七番一六、三一七番一七、三一七  
番一八、三一七番一九、三一七番二〇、三一七番二一、三一七番二二、三一七番二三、  
三一七番二四、三一七番二五、三一七番二六、三一七番二七、三一七番二八、三一七  
番二九、三一七番三〇、三一七番三一、三一七番三二、三一七番三三、三一七番三四、  
三一七番三五、三一七番三六、三一七番三七、三一七番三八、三一七番三九、三一七  
番四〇、三一七番四一、三一七番四二及び三一七番四三（A・B工区）

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市曾我町一〇五三番地の二

有限会社美興ワールドハウス 代表取締役 中垣内多美

#### 五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市小槻町二五二番三、二五四番一の一部、二五五番三の一部、二九七番  
三、三〇二番一、三〇二番二、三〇三番二、三〇四番二、三〇五番二、三〇六番二、  
三〇七番二、三〇八番二、三〇九番二、三一〇番二の一部、三一七番三及び三一七番

#### 四

公園 檀原市小槻町三〇二番五三及び三一七番四二

下水道 檀原市小槻町二九七番三、三〇二番一、三〇二番二、三〇九番二及び三一  
七番三の各一部

水路 檀原市小槻町三〇二番五二

#### 一 許可番号

令和二年十二月二十三日奈良県指令建第一〇六一八五号

#### 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年四月十六日建第九七八五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町小吉田二丁目四三番一、四四番一及び四七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都品川区大崎一丁目一番二号

株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信